

台風・大雪等の気象災害により 農作物や農業用施設等が被害を受けたら……

台風や大雪のような気象災害により、農作物や農業用施設等において広域的に大規模な被害が発生した場合、国等による補助事業が実施される可能性があります。

なお、補助事業が実施されるか否かは、町や県全体の被害額を基に判断されることから、正確な被害額の把握のため、下記連絡・問合せ先まで被害状況のご報告をお願いいたします。

農作物の被害について

農作物の被害により、生育回復が必要な場合や改植等を行う場合にかかる経費の一部を支援する場合などがございますので、農作物が被害を受けた場合は、速やかに被害状況のご報告をお願いいたします。また、ご報告いただきます内容は以下のとおりとなります。

- 1.氏名、住所、連絡先（日中連絡がとれる番号）
- 2.被害を受けた場所（農地等の地番）
- 3.被害種別（りんご、きゅうり等）
- 4.被害程度（収穫量の3割減、ビニールハウス○間×○間の倒壊など）

農業用施設の被害について

被害状況に応じて、農業用施設の再建、修繕費用等の補助が受けられる場合がありますので、下記の資料をご用意の上、保管していただきますようよろしくお願いいたします。

- ①被災状況（規模、面積）のわかる写真
- ②復旧にかかる書類（見積書、納品書、請求書など）

※国等により補助事業が実施されることになった場合は、改めてお知らせいたします。

また、被害報告は、確実に支援を受けられることを保証するものではありませんのでご注意ください。

【連絡・問い合わせ先】

花巻市農林部農政課 TEL 0198-23-1400